

## ○清水町健康づくり推進委員会設置要綱

令和2年3月24日告示第28号

### 清水町健康づくり推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 誰もが健康で活躍できるまちを目指し、町民の健康の保持・増進及び地域における健康づくり事業を総合的に推進するため、清水町健康づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりを推進するための地区組織の育成に関すること。
- (2) 健康づくりの普及及び啓発に関すること。
- (3) 健康づくり活動を行うに必要な知識及び技術の修得のための研修
- (4) その他健康づくりに必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、健康づくりの推進に賛同する町民のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (守秘義務)

第4条 委員は、その職務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

#### (清水町保健委員設置要綱の廃止)

- 2 清水町保健委員設置要綱(昭和57年要綱第4号)は、廃止する。